

I 目的

いじめは、重大な人権侵害であり根絶すべき課題として防止に努めるとともに、不幸にして事象が生じた場合には、いじめを受けた生徒の立場に立って取組み速やかな解決をすることが求められる。また、いじめは、「どの生徒にも、どの学校でも起こりうること」であり、いじめを受けた生徒の心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせる恐れがある。

第二中学校では、いじめを絶対に許さないという原則の下、「いじめの防止」「早期発見」「いじめに対する措置」等に関する基本方針を以下に定める。

II いじめの防止

いじめを未然に防ぐため、次にあげる事項に努める。

- (1) 生徒一人ひとりの尊厳が守られ、安心・安全に学校生活の実現と、いじめを未然防止するための取組み。

- ① 日常的な生徒の行動の様子を把握。
- ② 欠席日数や部活動の参加状況等、情報の共有。
- ③ 生徒支援委員会をいじめ防止等の対策のための組織として位置づける。
(組織は、管理職・首席・児童生徒支援 Co.・特別支援 Co.・生徒指導主事・
支援学級担当者・各学年担当者・養護教諭・事務で構成し、必要に応じてスクール
カウンセラー・スクールソーシャルワーカーが加わる。)
- ④ いじめの防止等に関する年間計画を策定。(別紙1)
- ⑤ 計画的な校内研修の実施。
- ⑥ 年間計画を策定・改訂する際、PTA・学校評議員に意見を求める。
- ⑦ 地域との連携(HP 公表含)。

- (2) いじめについての共通理解を図り、生徒がいじめに向かわない態度・能力を育成するとともに、いじめが生まれる背景を把握し、自己有用感や自己肯定感を育み、生徒自らがいじめについて学ぶ取組を進める。

- ① 教育活動全体を通じた道徳教育や人権教育の充実。
- ② すべての生徒が参加し、活躍できる授業の工夫。
- ③ 読書活動や体験活動等を推進し、幅広い社会体験や生活体験を設定。
- ④ 言語活動を充実させ、生徒のコミュニケーション能力の向上を図る。
- ⑤ 学級等での集団づくり推進、及び生徒会活動を活性化し、生徒自らがいじめの問題を自分たちの問題として受け止め、主体的に考え行動できる姿勢を育む。
- ⑥ とともに学び認め合い、すべての生徒の居場所づくりを進め、自己有用感ならびに自己肯定感を育む。
- ⑦ インターネット等で行われるいじめを防止し、効果的に対処することができるよう、生徒への情報モラル教育および保護者への啓発活動の推進。

Ⅲ 早期発見

いじめを早期に発見するため、次にあげる事項に努める。

- ① 日常の生徒相互の人間関係を把握し、ささいな兆候も教職員間で共有する。
- ② 学校生活アンケートを学期に1回実施する。
- ③ 「マモレポ」の運用
- ④ SC による教育相談日の周知徹底、大阪府電話相談窓口等、各種の教育相談機関の周知を図り、教育相談体制の充実に努める。また、必要に応じて相談箱活用を図る。
- ⑤ 地域との連携(通学時の生徒の様子等情報の提供を受ける)。

Ⅳ いじめに対する措置

- (1) 発見・通報を受けた場合は、特定の教職員で抱え込まず、速やかに管理職や生徒指導主事等に報告し、そして学年所属職員または、生徒支援部で対応するとともに、生徒支援委員会に報告・相談する。また、いじめを受けた生徒を守り、いじめを行った生徒の社会性の向上や人格の成長に主眼を置いた指導を行う。具体的な対応を以下に掲げる。

- ① いじめと疑われる行為を発見した場合は、その行為を制止し、相談や訴えがあった場合は、いじめを受けた生徒および相談者の安全を確保しながら、事態の把握に努める。
- ② 事態の軽重に関わらず、保護者へ事実関係を伝える。
- ③ いじめを受けた生徒に寄り添い、支える体制づくりを行い、必要に応じていじめを行った生徒を別室指導や教育委員会の判断で出席停止とする。
- ④ 好ましい集団活動を取り戻し、新たな活動を踏み出すために、必要に応じて警察等関係諸機関の協力を得る。
- ⑤ 必要に応じ臨時の学級会や集会を開き、いじめを見ていた生徒に対しても、自分の問題としてとらえるよう指導する。
- ⑥ いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものと認められる場合には、市教育委員会と連携し、また警察署と相談して対処する。生徒に重大な被害が生じる恐れがある時は、直ちに警察署に通報し、適切に援助を求める。
- ⑦ 「組織的な対応の流れ」を策定し、早期解決に努める。(別紙2)

- (2) 重大事態が発生した場合は、調査チーム(生徒支援委員会)が初動調査から実態の把握・分析等を一括して行うとともに、市教育委員会に報告し、事態の早期解決に努める。

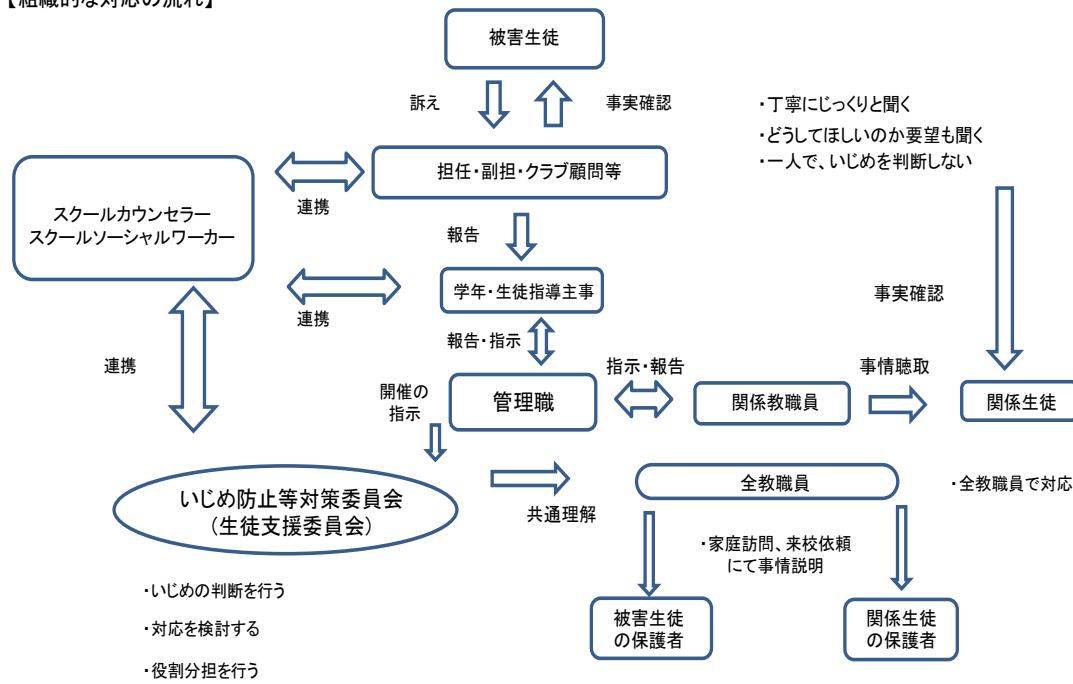
- ① いじめによりいじめを受けた生徒に重大な被害が生じた疑いがある場合や、いじめにより欠席を余儀なくされている疑いがある場合等は、調査チームによる調査を行い、事態の早期解決に取り組む。
- ② 調査チームは、いじめを受けた生徒やいじめを行った生徒含む関係生徒からの聴き取りや質問紙によるアンケート調査の実施等を速やかに行い、その調査結果をいじめを受けた生徒やいじめを行った生徒およびその保護者に対して報告するとともに、改めて、要望や意見を十分に聴取する。
- ③ 必要に応じて、いじめを受けた生徒およびその保護者の所見を添えるとともに、いじめを受けた生徒およびその保護者の様子を市教育委員会に報告する。

- (3) いじめが解消しても、その後、再発していないか見取りを行い、組織として確認を行う。

Ⅴ その他

この基本方針は、取組の進行状況の確認や、課題解決に至っていないケースの検証等、学期ごとに検討を行い、生徒の実態に応じて計画を見直す。

いじめ防止等に関する年間計画					
	いじめ対策	学校	生徒	保護者	その他
4月	生徒支援委員会 (定例)	学年・クラス開き		(学級懇談)	
5月					地域教育協議会
6月		校内研修 修学旅行・校外学習	生徒アンケート		
7月		人権平和学習		懇談会	
8月		人権研修			
9月		人権文化祭			
10月		体育祭			
11月			いじめ予防授業		地域協議会
12月		学校教育自己診断	人権標語生徒 アンケート	懇談会	人権芸術展
1月					中学生の主張大会
2月				生徒アンケート	地域教育協議会
3月		卒業式 合唱コンクール	年間の振り返り		青少年育成研修



【留意事項】 * 大阪府教育委員会「いじめ対応マニュアル」平成24年12月参照 「いじめ対応マニュアルⅠ」平成19年 6月参照

○ いじめを訴えてきた生徒の対応

- ・子どもの心身の状態等に配慮し、子どもの立場に立って思いを十分聞き取る。
- ・いつ、どこで、誰に。何をされたか、事実を整理しつつ丁寧に聞き取る。
- ・聞き取りをする場所を含め、話しやすい雰囲気づくりに配慮する。
- ・結論を誘導したりせず、本人の言葉が出るまでじっくり待ち、本人の要望を聞く。
- ・担任一人で、いじめかどうか判断しない。

○ いじめたと訴えられた関係生徒への対応

- ・いじめたと決めつけて、話を聞くことがないように気をつける
- ・事実関係の正確な把握や、学校から関係者への説明を適切に行うために、記録をとる。
- ・それぞれの生徒から、個別に話を聞き、事実関係のつきあわせを行いながら、全体像をつかむ。
- ・目撃した生徒がいた場合、その生徒からも状況を聞く。
- ・携帯電話等情報機器を使用したいじめの場合、その情報がどういう経路でどの程度広がっているのかを確認する。

○ 生徒支援委員会

- ・事実関係から、いじめの実態について判断する。
- ・いじめの実態のあるなしに関わらず、訴えた生徒を支援する対応策を考える。
- ・できる限り具体的な支援策や対応策を立て、担任一人に任せることなく、全教職員で対応できるよう、詳細な役割分担を行う。(誰が、いつ、どこで、何をするのか)
- ・保護者への説明方法、説明内容等も具体的に検討する。(複数対応)(電話で済ませない)
- ・スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー・弁護士等との連携や、緊急・重篤な事案に対しては、「警察等関係諸機関との連携」、「保護者・地域の状況説明」、「報道機関等への情報提供」など相談・協議する。